

兵庫県県土利用計画の概要

(第六次国土利用計画(兵庫県計画)・土地利用基本計画)

第六次国土利用計画(兵庫県計画)

1 県土利用に関する基本構想

◆県土利用をめぐる基本的条件及び課題

人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応

大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

・ デジタルの徹底活用

・ 官民連携

◆県土利用の基本方針

基本
理念

- ①各地域の自立的発展を促進
- ②安全かつ健康で文化的な生活環境の確保
- ③県土全域の均衡ある発展

計画
期間

基準年次：令和5年
目標年次：令和15年

兵庫県の強みを活かした適切な県土利用・管理

県土全体の利益の実現

- 持続可能な県土構造（地域連携型都市構造）の実現
- 地域の特性に応じたきめ細かな土地利用の推進
- 所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等の有効活用
- 農地や森林等からの土地利用の転換抑制等

土地本来の災害リスクの軽減

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策
- 災害の発生リスクの高いエリア等における住宅等の建築抑制や構造規制
- より安全なエリアへの居住機能の誘導
- グリーンインフラや森林整備等による防災機能の維持・向上 等

健全な生態系の確保

- ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せること）の考えに根ざした県土利用・管理
- 農業等産業の振興を図りつつ、自然環境や生態系を保全・再生・活用する土地利用の推進
- 大規模な太陽光発電施設などの周辺環境への配慮、特に災害の発生するおそれが高いエリアでの立地抑制 等

複合的な施策と県土利用・管理DXの推進

- 分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討するなどDXの活用を推進

多様な主体の参画と協働による県土利用・管理

- 様々な主体が自らの地域の土地利用等について検討するなど、更なる地域主体の取組の促進

兵庫県県土利用計画の概要

(第六次国土利用計画(兵庫県計画)・土地利用基本計画)

第六次国土利用計画(兵庫県計画)

1 県土利用に関する基本構想

◆地域類型別の県土利用の基本方針

都市	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の更新・充実、低未利用土地や空き家等の有効活用等、土地利用の効率化
大都市圏	<ul style="list-style-type: none"> 土地の有効利用・高度利用の推進、都市緑地の保全・創出
準大都市圏	<ul style="list-style-type: none"> 大都市との連携、交通ネットワークの強化や交通手段の利便性の確保
都市縁辺部	<ul style="list-style-type: none"> オールドニュータウンの再生
地方都市圏	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性や資源を生かした土地利用
多自然地域の集落	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域資源を適切に維持管理し、活力ある地域社会を構築 人と野生動物が棲み分ける土地利用
自然維持地域	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保 広域的な生態系ネットワーク化の促進

◆利用区分別の県土利用の基本方針

農地	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保 不断の良好な管理を通じ、農地の有する多面的機能の維持・発揮
森林	<ul style="list-style-type: none"> 森林の整備及び山地防災・土砂災害対策の更なる推進
水面 河川 水路	<ul style="list-style-type: none"> 安全性向上のための河川整備等による既存用地の持続的利用
道路	<ul style="list-style-type: none"> 「基幹道路八連携軸」をはじめとする暮らしと交通を支える道路網の整備
宅地	<p>(住宅地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な居住環境の形成 災害リスクの高いエリアでの整備を適切に制限 農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保 <p>(工業用地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的土地利用による産業集積の促進
その他	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用土地の発生を抑制

◆地域別の県土利用の基本方針

神戸・阪神地域	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興から得た経験と教訓を踏まえたインフラ整備等安全・安心で快適な都市環境の創造 	
播磨地域	播磨東部	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部の工業地帯、内陸部の水田地帯など地域の様々な資源を生かした土地利用の推進
	播磨西部	<ul style="list-style-type: none"> 姫路市を中心とする臨海部の都市的土地利用の推進 内陸部の農地の良好な管理・森林の適切な整備・保全
但馬地域	<ul style="list-style-type: none"> 農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全 世界ジオパークに認定された山陰海岸など、特色ある自然的土地利用の保全 	
丹波地域	<ul style="list-style-type: none"> 「丹波の森構想」を推進し、ゆとりと潤いのある生活空間の形成 	
淡路地域	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境と調和した生活空間と観光交流の島として多彩な交流空間の形成 	

兵庫県県土利用計画の概要

(第六次国土利用計画(兵庫県計画)・土地利用基本計画)

第六次国土利用計画(兵庫県計画)

2 県土の利用区分ごとの規模の目標

- 各利用区分の近年の増減傾向や今後の人口予測等を踏まえつつ、県土利用の基本方針を考慮し設定

	R5実績値		R15目標値	
	面積 (千ha)	構成比 (%)	面積 (千ha)	構成比 (%)
県土面積	840	100.0	840	100.0
農地	72	8.6	68	8.1
優良農地※1	61	7.3	60	7.2
その他の農地	11	1.3	8	1.0
森林	559	66.6	558	66.4
水面・河川・水路	32	3.8	32	3.8
道路	36	4.3	36	4.3
宅地	67	8.0	68	8.1
住宅地	39	4.7	40	4.7
工業用地	8	1.0	9	1.0
その他の宅地	20	2.3	20	2.3
その他※2	74	8.8	78	9.3

※1 農業振興地域整備基本方針に定める農業振興地域の農用地区域において確保すべき農地

※2 その他：公園・緑地、荒廃農地、低未利用土地 等

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

○土地利用関連法制等の適切な運用

- 土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整

○県土利用の基本方針に即した措置

〔兵庫の強みを活かした県土利用・管理〕

- 都市機能や生活拠点としての機能を地域全体で分担・連携するための立地誘導等の推進
- 災害リスクの高いエリアにおける土地利用制限を行う規制区域の指定の促進及び災害リスクの低いエリアへの公共施設等の立地促進
- 高い価値を有する原生的な自然や整備された里山林などの二次的自然、生物多様性の損失や森林の消失などが生じた地域など、段階に応じた自然の適切な保全及び広域的な生態系ネットワークの形成

〔複合的な施策と県土利用・管理DXの推進〕

- 県土の状況把握・見える化や課題に応じたデジタル技術の開発・実装を推進し、県土利用・管理の効率化・高度化を推進

〔多様な主体の参画と協働による県土利用・管理〕

- 多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保により、適正な地域の管理を促進

○施策実施の前提となる措置

〔県土に関する調査の推進〕

- 都市計画基礎調査等県土に関する基礎的な調査の推進及び県内の市町における地籍調査の計画的な実施の促進

〔計画の効果的な推進〕

- 県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、効果的な施策の推進

兵庫県県土利用計画の概要

(第六次国土利用計画(兵庫県計画)・土地利用基本計画)

土地利用基本計画

1 県土利用に関する基本構想

4 土地利用の原則

都市地域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある地域
細区分	《市街化区域及び用途地域》 <ul style="list-style-type: none">・地域地区制度等に基づく適正な土地利用への誘導・低未利用土地の活用、再開発等による土地の高度利用の促進 《市街化調整区域》 <ul style="list-style-type: none">・市街化区域内農地の計画的な保全と利用・市街化を抑制 《上記以外の都市地域》 <ul style="list-style-type: none">・地域の実情を勘案し地区計画制度等の活用や開発許可制度の弾力的運用・自然的土地利用からの転換抑制、農林業的土地利用と計画的に調整
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
細区分	《農用地区域》 <ul style="list-style-type: none">・農業基盤の整備、保全管理を計画的に推進・他用途への転用なし 《農用地区域を除く農業地域》 <ul style="list-style-type: none">・原則、他用途への転用なし（ただし、他の土地利用計画との調整がなされた場合には、調整された計画等を尊重）
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
細区分	《保安林》 <ul style="list-style-type: none">・適正な管理・他用途への転用なし 《国有林
《上記以外の森林》	<ul style="list-style-type: none">・計画に即した適正かつ合理的な森林の利用・経済的又は公益的機能の高い森林は極力他用途への転用なし
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域
細区分	《特別保護地区》 <ul style="list-style-type: none">・景観を厳正に維持 《特別地域》 <ul style="list-style-type: none">・開発行為は極力実施せず。・瀬戸内海国立公園(六甲地域)は、自然環境を極力損なわない形で積極的に利活用 《その他》 <ul style="list-style-type: none">・保護に支障を及ぼすおそれのある土地利用は極力実施せず
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域
細区分	《特別地区》 <ul style="list-style-type: none">・特定の自然環境の状況に対応した適正な保全 《その他》 <ul style="list-style-type: none">・原則土地の利用目的を変更せず

兵庫県県土利用計画の概要

(第六次国土利用計画(兵庫県計画)・土地利用基本計画)

土地利用基本計画

5 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
	細区分	市街化途区域及び域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域等												
	市街化調整区域	×											
	その他	×	×										
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	①	①	×								
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	②	③	③	④	⑤	×						
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○					
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×				
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	←	×	×			
	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	

凡例	説明
×	制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
←	相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
○	相互に重複している場合は、両地域が両立するように調整を図る。
①	土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
②	原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。 (例：地域によっては、市街化区域に残存する森林については緑地としての森林の保全を優先する等)
③	森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
④	原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上との利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
⑤	森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
⑥	自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。

6 土地利用基本計画図

(土地利用基本計画図は省略)